

| 管理コード   | 省庁名   | 要望事項<br>(事項名)   | 該当法令等  | 制度の現状  | 反映の<br>分類              | 概要要求への<br>反映状況   | 予算等の措置の名称<br>(項)(目)(目録)  | 概要要求額<br>(単位:千円)   | 管<br>理<br>案<br>番<br>号<br>項 | 要望事項<br>(事項名)   | 求める措置の具体的内容   | 具体的事業の実施内容・提案理由   | 根拠法令等                | 都道府県 | 提案主体名 | その他<br>(特記事項)                              | 制度の所管・関係<br>省庁 |
|---------|-------|---|--|--|------------------------|--|--|--|----------------------------|---|---|---|----------------------|------|-------|--|----------------|
| 0910010 | 厚生労働省 | 放課後子どもプラン推進事業の運用弾力化<br>(放課後子どもプラン推進事業の一体的運用に伴う放課後児童健全育成事業補助金の交付要件の緩和) | 「放課後子どもプラン推進事業の補助金の実施について」(平成19年文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)<br>「放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について」(平成19年文部科学、厚生労働事務次官連名通知) | 「放課後子どもプラン」は、すべての子どもを対象に様々な学び・体験等を提供する「放課後子ども教室推進事業」と、共働き家庭など留守家庭の児童に対して生活の場を確保する「放課後児童健全育成事業」とを、地域の実情に合わせて一体的あるいは連携して実施することで、放課後等における子どもや子育て家庭の多様なニーズに適切に対応するものである。このため、事業の実施に当たっては、両事業の目的・趣旨に沿った取組を行うこととし、放課後児童健全育成事業については、生活の場としての専用スペース等の確保を必要としている。 | (提案事項類)<br>C<br>D<br>C | ○放課後児童健全育成事業については、過疎地等の児童数が少ない地域における事業の実施を図るため、平成13年度に国庫補助の人数要件を緩和し「20人以上」から「10人以上」に引き下げたところである。当該基準は事業の効率性及び安定性の観点から設けているところであり、さらなる補助要件の緩和は困難である。<br>○放課後子ども教室の申請に当たっては、上限額等の定めもなく、地方が必要とする金額を申請できることとなっており、当該申請額に対し、1/3の補助を行っているところ。<br>○放課後児童健全育成事業においては、留守家庭の児童の生活の場としての機能を確保する必要があるため、同じ建物内で放課後児童クラブと放課後子ども教室を併せて実施する場合には、専用スペース又は専用部屋を設ける必要があるとしている。また、クラブを運営するにあたっての望ましい事項を示した「放課後児童クラブガイドライン」においても、専用部屋又は専用スペースを設けるよう明記しているところ。 | ○放課後子ども教室推進事業費補助金<br>(項) 生涯学習振興費<br>(目) 放課後子ども教室推進事業費補助金<br>6,909,915千円<br>○放課後児童健全育成事業費補助金<br>(項) 児童育成事業費<br>(目) 児童育成事業費補助金<br>27,850,407千円 | ○放課後子ども教室推進事業<br>6,909,915千円<br>○放課後児童健全育成事業<br>27,850,407千円 | 1<br>0<br>6<br>0<br>3<br>0 | 放課後子どもプラン推進事業の運用弾力化<br>(放課後子どもプラン推進事業の一体的運用に伴う放課後児童健全育成事業補助金の交付要件の緩和) | ・放課後児童健全育成事業補助金の交付要件(最少人数・日数等)を緩和する【簡易型児童クラブの容認】。<br>・放課後子ども教室において、放課後児童クラブと同様の事業を通年にわたり実施する場合は、放課後子ども教室の補助金に加えて放課後児童健全育成事業に準ずる額を加算するかたちでの補助金の利用を可能とする。<br>・また、放課後子どもプラン推進事業の一体的な運用を図り、同一建物内で、放課後子ども教室と放課後児童クラブを行う場合でも、機能が確保できる場合は、間仕切り等を不要化する。 | 山間部や高嶺部にある児童数の比較的少ない小学校においては、放課後児童の数は少ないとはいえず、ニーズは存在しており、児童クラブ開設の要望もある。しかしながら、対象児童数が少ないことから開設にいたっていない場合もある。また、一方では児童クラブはあるものの、利用児童の増加により大規模化し顕在的・潜在的な待機児童が存在している小学校も少なくはない。そこで、このように両極と思われる状況にある小学校で、通年の開設を前提としかつ、現行の児童クラブが求める保育の水準には物的・人的にも届かないものの、放課後児童の登録制による預かりメニューを実施する場合において、放課後児童健全育成事業の活用を可能とする【簡易型児童クラブの容認】。<br>このように簡易的な実施であるにせよ、保護者の負担を抑えた預かりメニューを実施することにより、現状では児童クラブが開設されていない小学校においても、新たな継続的な放課後の居場所が確保できることとなる。また、ニーズの多い小学校においても、放課後の安全な居場所が必要であるが、現行の児童クラブの水準までを求めない保護者にとっては、選択の中が広がることとなり、児童クラブへの集中による大規模化の緩和を期待できる。<br>さらに、同一建物内で、放課後子ども教室と放課後児童クラブを行う場合でも、機能が確保できる場合は、間仕切り等を不要化することとすれば、新たな施設の整備や、備品の確保を行う必要性が低いことから、経費も最小限に抑えることができる。 | 放課後子どもプラン推進事業の実施について | 愛媛県  | 松山市   | 第5次提案募集(平成19年6月)再提案<br>提案事項管理番号<br>1050010 | 文部科学省<br>厚生労働省 |